

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	旭川市市民活動交流センター	所在地	旭川市宮前1条3丁目
設置目的	市民が自主的に社会のために行う非営利の活動を支援すると共に、市民の交流及び協働を促進し、もって活力有る地域社会の形成及び市民主体のまちづくりの実現に寄与する。		
規模	敷地面積:8397.54㎡・建築面積:1194.20㎡・延床面積:1656.02㎡ ・構造:鉄筋コンクリート造一部煉瓦造2階建・鉄骨造平屋建 ・室名:会議・研修室1・2, 事務作業室, 作業・打合せ室, ホール, コピー・印刷室ほか ・その他施設内容:情報閲覧コーナー・交流・展示コーナー, キッズコーナー, 噴水ほか ・専用駐車場:38台(うち身障者用駐車場2台)	設置年月日	平成22年6月29日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	特定非営利活動法人旭川NPOサポートセンター	指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
指定管理業務の内容	1 センターの事業に関すること 地域活動に関する情報の収集及び提供・参加する機会の提供, 交流及び協働の促進 2 センターの使用の承認・施設及び設備の維持管理に関すること 使用申請の受付及び承認並びに取り消し, 利用にあたっての整理・指導, 利用料金の設定及び徴収, センター管理のための仕様書に掲げる業務	指定管理料(千円)	R2 34,417 千円 R3 34,638 千円 R4 32,281 千円 R5 32,985 千円 R6 34,464 千円

3 総合評価

施設所管部の評価(1次評価)	管理運営方法の見直し	
	指定期間中の導入効果及び課題	1 導入 (1)市民活動に精通した団体が管理運営を行うことで、市民活動に関する情報の発信をはじめ、市民活動団体の抱える課題への対応や各種活動支援のほか、各団体相互の交流を促進するイベントやコーディネート活動等も行っており、本市の市民活動の促進に貢献している。また、コロナ禍期間中であつたが、徐々に利用率は改善し安定した利用を保っている。 2 課題 (1)歴史的建造物を保存維持しながら改修して建築した経過があるため、外壁をはじめ煉瓦や屋根の劣化、開設後14年がたち、当時に整備した設備等が交換や取替の時期を迎えているため、利用者サービスを低下させないために計画的な修繕や更新が課題となっている。
	今後の管理形態	☒ 指定管理者制度 ☐ 直営 理由 1 コロナ禍を経て、利用者数、利用率も順調に回復し、今後の安定的な利用が見込まれるため 2 当センターの設置目的である市民活動の促進を行うためには、貸館業務に加え、市民活動に精通し、市市民活動の情報発信やコーディネート機能を果たすことが必要であり、市直営で行うことになると、担当職員以外に専門的な知識を有した職員の配置や、ソフト事業の外部委託などが多大な経費がかかるため。現時点で効果のあるサービスが提供できており、利用率も好調であるため
	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	☒ 公募 ☐ 非公募
	非公募の場合、その理由	
	今後の改善点	
制度所管部等の評価(2次評価)	サービス向上を図るため、ZOOM会議の利用できる設備の導入や、デジタルサイネージなどの導入を進めている。また、現在行っている自主事業も継続して行われているため、利用者へのPR等が今後の課題である。また、利用者に対して不都合がないよう建物、設備等の修繕や取替を計画的に行う必要がある。	
	仕様書に基づき適正に管理運営がなされているとともに、利用者目線でのサービス提供が行われており、市民活動の拠点として、地域の活性化に貢献している。また、施設管理コストの縮減や、利用者増に向けた自主事業などの取組も積極的に実施されており、指定管理者制度導入のメリットが認められるため、引き続き指定管理者による管理運営が適当である。 新型コロナウイルスにより落ち込んだ利用件数も回復傾向にあることから、今後も利用客増に向けた取組を積極的に進めるとともに、自主事業においては、収支がプラスになるよう事業内容を工夫し、自主財源の確保にも取り組むことが望まれる。また、コストに見合った設備利用料金の設定について検討を行う必要がある。	